

静岡県国民保護協議会委員の任命に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条に基づき、知事が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

第2 指定地方行政機関の任命委員

知事が指定地方行政機関のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
警 察 庁 関 東 管 区 警 察 局	局 長
総 務 省 東 海 総 合 通 信 局	局 長
財 務 省 名 古 屋 税 関	清 水 税 関 支 署 長
厚生労働省東海北陸厚生局	局 長
経済産業省関東経済産業局	総 務 企 画 部 長
経済産業省中部経済産業局	総 務 企 画 部 長
経済産業省関東東北産業保安監督部	部 長
経済産業省中部近畿産業保安監督部	部 長
国土交通省中部地方整備局	局 長
国土交通省中部運輸局	局 長
国土交通省清水海上保安部	部 長
国土交通省静岡地方気象台	台 長

第3 自衛隊の任命委員

知事が自衛隊のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
陸 上 自 衛 隊	第 34 普 通 科 連 隊 長
海 上 自 衛 隊	横 須 賀 地 方 総 監
航 空 自 衛 隊	第 1 航 空 団 指 令

第4 県の職員

知事が県の職員のうちから任命する委員は、次の表の職にある者とする。

職 名
危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 部 長

第5 市町村及び消防長の任命委員

知事が市町村長及び市町村の消防機関の長のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
静 岡 県 市 長 会	会 長
静 岡 県 町 村 会	会 長
静 岡 県 消 防 長 会	会 長

第6 指定公共機関又は指定地方公共機関の任命委員

知事が指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

(1) 指定公共機関

機 関 名	役 職 名
日 本 赤 十 字 社	静 岡 県 支 部 事 務 局 長
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	東 京 支 社 長
中 部 電 力 株 式 会 社	静 岡 地 域 本 部 長
東 京 電 力 ハ ー ワ ー ク リ ッ ト 株 式 会 社	静 岡 総 支 社 長
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	静 岡 支 社 長
日 本 通 運 株 式 会 社	静 岡 支 店 長
N T T 西 日 本 株 式 会 社	静 岡 支 店 長
株 式 会 社 ド コ モ CS 東 海	静 岡 支 店 長
日 本 放 送 協 会	静 岡 放 送 局 長
日 本 本 銀 行	静 岡 支 店 長
日 本 郵 便 株 式 会 社	静 岡 中 央 郵 便 局 長

(2) 指定地方公共機関

機 関 名	役 職 名
一 般 社 団 法 人 静 岡 県 医 師 会	会 長
公 益 社 団 法 人 静 岡 県 看 護 協 会	会 長
静 岡 ガ ス 株 式 会 社	社 長
一 般 社 団 法 人 静 岡 県 L P ガ ス 協 会	会 長
一 般 社 団 法 人 静 岡 県 バ ス 協 会	会 長
静 岡 鉄 道 株 式 会 社	社 長
一 般 社 団 法 人 静 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	会 長
静 岡 放 送 株 式 会 社	社 長

第7 知識又は経験を有する者の任命委員

知事が知識又は経験を有する者から任命する委員のうち1名は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
公 益 財 団 法 人 静 岡 県 消 防 協 会	会 長

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年12月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年10月1日から施行する。